

○総務省令第三十五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第四号ロ、ハ、ヘ及びヌの規定に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣 鳩山 邦夫

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一般会計等」を「一般会計等（法第二条第一号に規定する一般会計等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三号中「緑資源機構」を「森林総合研究所（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の）」に改め、同条中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 社会福祉法人が施設の建設に要する資金に充てるために借り入れた借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出予定額

七 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた場合における当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額

八 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出予定額（前号に定める支出予定額を除く。）

第九条中「各号に定める額」の下に「の合算額」を加え、同条第一号中「特別会計」を「特別会計（当該特別会計に係る地方債の当該年度の前年度における元金償還金がないものを除く。）」に、「（法第二条第一号に規定する一般会計等をいう。以下この条において同じ。）からの繰入金のうち、当該公営企業に係る地方債」を「からの繰入金のうち、当該特別会計に係る地方債（総務大臣が指定する地方債（以下この号において「指定地方債」という。）を除く。）」に、「認められる額を」を「認められる額を当該地方債の」に、「地方債の元金の額を乗じて得た額」を「当該特別会計に係る地方債（指定地方債を除く。）の現在高を乗じて得た額及び指定地方債の計画額（当該地方債の発行の協議又は許可に際して作成された事業計画そ

他の計画において予定された当該地方債の元金償還金の財源に充てるための一般会計等からの当該年度以降の繰入金金の総額の見込額をいう。次号及び第七号において同じ。）の合算額」に、「地方債の元金の額のうち」を「当該特別会計に係る地方債の現在高のうち」に、「算定した額のうち」を「算定した額（次号において「基準額」という。）の」に改め、同条第六号中「元金の額を乗じて得た額」を「現在高を乗じて得た額（当該特別会計に係る地方債の当該年度の前年度における元金償還金がない特別会計にあつては、当該地方債の計画額）」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第一号」を「第一号又は第二号」に、「第四号」を「前号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「以下この号において「算式の額」という。」を削り、「算式の」を「次の算式により算定した」に、「 $(A+B) - (C+D)$ 」を「 $A - (B+C)$ 」に改め、「B 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の現在高」を削り、「C 未売出土地の完成後の販売見込額から」を「B 未売出土地の完成後の販売見込額から当該未売出土地の」に、「D 地方公営企業法施行令」を「C 地方公営企業法施行令」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第一号」を「第一号又は第二号」に、「第二号の規定」を「前号の規定」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「以下この号において「算式の額」と

いう。」を削り、「算式の」を、「次の算式により算定した」に、「負債の額の合算額」を「負債の額の合算額から地方公営企業法第17条の2第1項又は同法第18条の2第1項の規定により一般会計又は他の特別会計から長期の貸付けを受けた金額を控除した額」に、「当該年度の前年度の末日における地方公営企業法」を「地方公営企業法」に、「この項」を「この条」に、「第4号」を「第5号」に、「」から」を「」から当該条項に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の一号を加える。

二 公営企業（宅地造成事業を行うものを除く。）に係る特別会計（前号に掲げるものを除く。） 当該年度の前年度の末日における当該特別会計に係る地方債の現在高のうち、当該地方債の計画額又は基準額のいずれか大きい額

第十二条第一号中「設立団体からの借入金」を「当該地方道路公社を単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方公共団体（以下この号において「設立団体」という。）からの借入金（当該地方公共団体の一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十一条第五項に規定する基金（第十四条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。）」に、「が、次に掲げる業務」を「（第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務

及び引き受けた債務が当該地方道路公社の当該年度の前年度の末日における貸借対照表上の負債に計上されている場合における当該計上されている額を上限とする。)を除く。)が、次に掲げる業務」に改め、同条第二号中「第四号」を「第十五条第五号」に、「借入金の額のうち当該年度以降に返済する額を除く」を「借入金(一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十一条第五項に規定する基金(第十四条各号に定める基金を除く。)からの借入金に限る。)の額のうち当該年度以降に返済する額(第十五条第五号に規定する額を除く。)、第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額(当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が当該土地開発公社の負債に計上されている場合における当該計上されている額を上限とする。)並びに当該土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該損失補償又は保証に係る債務の額を除く」に改め、同号ハ中「この号」を「この号及び第四号」に改め、同号ニ中「以外のもの」を「以外のもの(第四号イに規定する当該土地を除く。)」に改め、同号ホ中「の取得価額」を「(第四号イに規定する当該土地を除く。)の取得価額」に改め、同号ヘ中「除く」を「除き、第四号ロに規定する当該土地を除く」に、「加算又は」を「加算若しくは」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該損失補償又は保証に係る債務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ 当該土地開発公社が保有する公拡法第十七条第一号第一号に規定する土地（第八条第五号に規定する土地を除き、当該土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、当該地方公共団体間の損失補償若しくは保証の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によりあん分した土地）の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている場合 当該損失補償若しくは保証に係る債務の額又は当該土地のうち当該地方公共団体が買い取るものの取得価額のいずれか少ない額

ロ 当該土地開発公社が保有する公拡法第十七条第一号第二号に規定する土地（当該土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、当該地方公共団体間の損失補償若しくは保証の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によりあん分した土地）の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている場合 当該損失補償又は保証に係る債務の額が、当該土地（道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用

に供することが見込まれる土地を除く。)の取得価額又は次に掲げる土地の区分に応じそれぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額を超える場合における当該超える額

1 販売の用に供することができる土地 当該土地の販売見込額(第四条第二項各号に掲げる方法により評価を行った価額)から販売経費等見込額を控除した額

販売の用に供することができない土地 当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額又は当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算若しくは減算した額

第十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 土地開発公社に対する貸付金の償還金 設立団体の一般会計等及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十一条第五項に規定する基金(第十四条各号に定める基金を除く。)から土地開発公社への貸付金のうち第八条第五号に規定する土地の取得のために貸し付けたと認められるものの償還が見込まれる額

第二十一条第五項中「前々年度」を「前年度」に改める。

附則第四条中「国立特殊教育総合研究所」を「国立特別支援教育総合研究所」に、「文化財研究所」を「国立文化財機構」に改め、「独立行政法人林木育種センター」を削る。

別記第8号様式第5の1の1の表中

6 地方債					を
6 地方債 うち再生振替特例債					に、
6 公債債					を
6 公債債 うち再生振替特例債					に改め、同
様式第5の1の1の表中 実質赤字比率					を



実質赤字比率				
参考 再生振替特別債を発行 しなかつた場合の実質 赤字比率				

に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。